

第 7 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第7回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和5年8月4日（金）

13：32～15：06

場所：農村振興局第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会
2. 農村振興局長（農村政策部長）あいさつ
3. 議 事
第5期対策中間年評価（案）について
 - ・活動状況の点検・評価結果
 - ・次期対策に向けた・主な検討課題・検討方向
4. 質 疑
5. 閉会

午後 1時32分 開会

○地域振興課長 それでは、時間になりましたので、ただいまから中山間地域等直接支払制度に関する第7回第三者委員会を開催させていただきます。

私は、進行を務めさせていただきます地域振興課長の富田でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、佐藤農村振興局農村政策部長から挨拶をさせていただきます。

○農村政策部長 皆様、こんにちは。農村政策部長の佐藤でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、委員の皆様方には本当に心より御礼を申し上げます。

あっという間に8月になりまして、今年に入ってから3回目の委員会となります。前回から2か月ほどたったところでございますが、本日も長時間の議論になりますけれども、是非、忌憚のない御意見を頂ければと思います。

今日は、第5期対策の中間年評価に当たりますところの中間年評価書の案につきまして、我々の方で一定の整理をいたしましたので、これについて御議論いただくということとなっております。第5期対策の中間年評価に当たりましては、3月の委員会のときには、農業センサスの結果を活用した効果分析について御議論いただき、また、6月の前回の会議におきましては、集落協定や廃止協定に対するアンケート調査の結果等に基づいて御審議いただいたところでございます。

今日のこの中間年評価書案の審議におきましては、これまでの内容に加えまして、市町村が集落協定の活動等を自ら点検し、最終年度である令和6年度での目標達成見込み、それをどう評価するか。それから、市町村などによる中山間直払制度の推進体制の評価、そして、これまでの本委員会での議論や道府県の第三者委員会におきます意見なども踏まえた、令和7年度以降の次期対策に向けての検討課題や検討方向、こういったものを御議論いただくということになるかと思います。

こちらの委員会での御意見もそうですが、今、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討をしている中で、先月から8ブロック、全部で11か所で、意見交換会というのを開催しております。私も岡山の中国ブロックと名古屋の東海ブロックの意見交換には直接会場の方にお伺いしまして、お話を聞いてきました。例えば岡山は中国地方ですので、当然ながら中山間地域対策の必要性というものを陳述された農業法人の方ですとか、土地改良区の方ですとか、農協の方、皆様が当然その重要性、特にこの中山間直払いや多面的機

能支払い、これが地域にとって非常に有効に機能してきたということについて、言及などもいただいているところでございます。こうした現場の皆様の御意見、また、こちらの委員会の議論、そして、6月2日に政府の官邸の会議で、この食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた、食料・農業・農村政策の新たな展開方向という文書も示されておりますので、ここ示された中身なども踏まえながら、検討を進めていくということになるかと思っております。

非常に限られた時間の中で、令和7年度からの次期対策もあつという間に来てしまいますし、今年の中間年評価、来年の最終評価を含めて、非常に重要な検討の場となってくると思っております。この暑い中、恐縮ですが、今日も充実した議論となりますよう委員の皆様のお尽力を頂きますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○**地域振興課長** ありがとうございました。

本日の出席者の御紹介につきましては、時間の関係上、出席者名簿の配付により代えさせていただきます。

次に、注意事項等について説明をさせていただきます。

まず、本日の資料につきましては、配付資料一覧のとおりでございます。また、傍聴の方におかれましては、事前に御案内しておりますとおり農水省のホームページに資料を掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

また、会議の開催に当たりましてお願いがございます。

本日の委員会は、一般の方もウェブで傍聴できるよう公開で行っておりますけれども、発言は委員のみとさせていただきます。傍聴者の方につきましては、恐れ入りますが、マイクをオフにして傍聴いただければと思います。

また、議事録につきましては、委員の皆様の後ほど御確認をいただいた上で、後日公開をさせていただきますので、御了承願います。

本日の議題につきましては、第5期対策の中間年評価の案のうち、活動状況の点検・評価結果及び次期対策に向けた主な検討課題・検討方向ということになります。会議の終了は15時を予定しておりますので、進行に何とぞ御協力をお願いいたします。

それでは、議事を開始いたします。ここからは本委員会の委員長である関司委員に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○**関司委員長** 法政大学、関司でございます。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思いますが、第5期対策の中間年評価案のうち活動状況の点検・評価結果及び次期対策に向けた主な検討課題・検討方向について事務局から一括して説明をいただいて、その後、質疑という形で進めさせていただきたいと思います。今回も時間が限られておりますので、事務局からの説明はポイントを絞ってお願いできればと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） では、よろしくお願いいたします。井上です。

今日は一つしか資料はございませんけれども、まずは中間年評価書案としております。今日の議論を踏まえまして、修正とか追加とか見直す点がございましたら、それを見直した上で、8月末までに中間年評価書として公表させていただきます。ということで、まだ案という形になっています。

まず、今回の資料の構成について、御説明させていただきます。

最初、1枚めくっていただいて目次がございます。この目次には赤字と黒字がございますけれども、赤字の部分が本日の議題の部分、黒字が前回まで御説明させていただいた部分になります。

飛んで7ページをお開きください。

7ページの1の（3）として集落協定の自己評価のところに赤いラインを引いていますが、この赤いラインを引いているところが、今回の第7回第三者委員会の議題に関するページになります。

また飛んでいただいて、9ページには今度は青いラインを引いてあります。この青いラインを引いているページというのは、前回までの第三者委員会で御説明した点になります。こういうふうに資料にいろいろな色が付いていますが、こういう構成にしておりますので、御確認ください。

それでは、説明を始めさせていただきますが、まず5ページを御覧ください。前回6月の第三者委員会の際も説明させていただきましたけれども、中間年評価の目的と流れの部分です。目的はこの枠に書いていますように、協定活動の実施状況の点検・評価を行って、この制度の効果や課題を把握することによって、制度の趣旨を踏まえた適切な協定活動を推進していくことです。それとともに、来年度は最終年になりますけれども、最終評価における検討課題の洗い出しと、令和7年度からの次期対策に向けた検討に資するという目的で実施しております。

各段階においてそれぞれこの中間年評価では点検・評価等を行っております。集落段階、市町村段階とありますが、特に中間年評価においては、市町村段階で協定活動の点検・評価をしていただきます。その上で、令和6年度末までに、それぞれの集落協定が立てた目標の達成見込みがあるかないかというのを評価していただいて、目標の達成見込みが危ういと評価された協定に対しては、指導・助言を市町村から行う。さらに、指導・助言を行ったとしても目標が達成できそうにないという協定に対しては、市町村は交付金の返還だとか、次年度からの交付金の停止というような措置を講じていくということになります。こういうところを見ていくというのも、この中間年評価の目的でもあります。

では、6ページを開いてください。

6ページ、ここもまた色を使い分けていますけれども、活動状況の評価を赤色にしています。これが今回の議題の部分、下のアンケート調査というのが前回、6月に御説明させていただいた点です。先ほども言いましたように、集落協定が自身の活動状況の点検・評価したものを、市町村が更に目標達成見込みがあるかどうかというのを点検する。道府県もその活動状況の県全体のものを分析・評価し、更に第三者委員会において評価していただく。国はそれらを全て取りまとめて分析・評価し、今日の委員会になりますけれども、活動状況を第三者委員会において点検・評価し、最終評価、次期対策に向けた検討課題・論点を洗い出すという流れにしております。

それでは、今回の評価について概要を御説明させていただきます。14ページに概要はあるんですけれども、まず25ページを御覧ください。

25ページは今回の活動状況の点検・評価した結果を表にしたものです。この表にしたものは、それぞれの集落協定が自己評価したものについて、市町村が点検・評価したものです。その活動状況ごとに点検・評価したものが、右側の活動内容ごとの評価と書いている部分で、「◎」、「○」、「△」、「×」とありますけれども、活動内容ごとに4段階で評価したものになります。真ん中に全体評価とありますけれども、集落協定でいえば、左側の1の集落マスタープランから4の加算までの項目について、活動内容ごとの評価を自動的に集計したものが全体評価になるものです。

では、活動内容ごとの評価、「◎」、「○」、「△」、「×」というのはどういう評価基準で評価しているかというのを、次の26ページで見ていただきたいと思います。例えば集落マスタープランに係る活動の評価では、「◎」が最終年においても活動の実施が確実に見込まれるというもの。「○」は活動が見込まれる。「△」はちょっと不安。「×」

が活動の実施が最終年は困難。というように評価してくださいとしております。これを集落協定がまず自分たちで「◎」、「○」、「△」、「×」のいずれかを評価して、その結果を見て市町村が評価します。例えば集落協定が「○」としていても、市町村の方で、この集落協定ならちゃんとしてくれるよ、もう確実に活動の実施が見込まれるというふうに思えば、普段の活動状況を見て「◎」に評価するということもあります。集落協定の方が「○」としていても、市町村の方から見たらちょっとここは活動が弱いので危ういな、指導・助言が必要だなということで「△」に評価する場合もある。市町村が最終的に評価するということにしております。

また25ページに戻っていただいて、真ん中の全体評価の部分について、「優」、「良」、「可」、「不可」としてはありますが、どういう基準で評価しているかというところ、24ページ、全体評価についての評価基準というのが右側にございます。「優」の場合だと1から4が「◎」又は「○」であることとしています。この1から4というのは、集落協定のマスタープランに係る活動が1で、4が加算を示しております。それぞれの活動内容ごとの評価のところに「◎」か「○」があったら「優」というように、これらを総合的に評価したものが全体評価というふうに評価しております。

では、14ページまで戻っていただいて、ここから概要を説明させていただきます。

今回、集落協定、個別協定の活動状況を活動内容ごとに点検・評価しておりますけれども、それらの主だったものを取りまとめたところがこの14ページになります。

左側の1番目の協定活動の全体評価については、集落協定についても個別協定についても、おおむね順調に活動ができているんじゃないかと考えております。

2番目の集落マスタープランに対する評価、これも「×」があるんですけども、大体順調に活動できているというふうに考えております。

3番目の生産活動等として取り組むべき事項、これも選択的必須活動になるんですけども、三つの活動いずれも順調に活動ができているんじゃないかと考えております。

ちょっと心配なところとしては、4番目の集落戦略の作成見込みに対する評価です。具体的には28ページを開いてください。集落戦略の作成見込みに対する評価は、「◎」としては2割、作成が見込まれるという「○」が6割なんですけれども、作成に不安があるという「△」をグラフで見ると約1割に不安がある。作成の見込みが立っていないというのも1%ございます。この集落戦略については、令和2年度の第5期対策の体制整備単価の要件となりました。ちょうど新型コロナウイルスが世界的に流行して、感染対策という

ことで話し合いなどを控えざる得なかったということや、話し合いに用いる地図が入手できないとか、地図に書き込む情報がなかなか書き込めないというようなこともあったりして、この作成に不安があるというような協定が多くなっております。

話し合いについては、29ページを御覧ください。左側の一番上のグラフが令和2年と令和3年度の集落戦略の話し合いの回数別の集落協定数です。緑が令和2年、青が令和3年なのですが、集落戦略の話し合いというのはほぼ1回しか行われていません。集落戦略は農地の利用状況を1筆ごとにみんなで話し合ったりする必要がありますので、通常の話し合いよりも濃密な話し合いが必要になります。時間的にも十分取らないといけないということで、やっぱりこういう話し合いがなかなか持てなかったというのが、この回数からも見えるのかなと思っております。

参考3のグラフを見てください。これは集落協定全体の話し合いなのですが、こちらでいくと2回なり3回集落協定全体で話し合いをしましたよというところがあるように、全体の話し合いはできているんですけども、集落戦略の話し合いがちょっと少ないという状況になっております。

真ん中のグラフについては、前回の第三者委員会でも集落戦略の話し合いをリードする者には、どういう者がいるのかという御質問がございましたけれども、集落戦略の話し合いに参加した協定参加者以外ということで、どういう者がいるのかというのをまとめたものです。

①が住民も参加、これが約1割。②が農業委員なり市町村なりJAの関係組織も参加したというもので、これも約1割。③のところですけども、NPO法人とか企業、専門的知識を有する者も参加というのは1%というように、こういった専門的知識を有する者というのを活用して話し合いをしているという実態が、やはり少なくなっていると考えます。こういうところがしっかり活用できれば、話し合いがもっと進んだのかなというふうにも考えられます。

今回、この話し合いが進んでいないということで、「△」とか「×」がついた協定については、特に「×」がついて最終的に集落戦略が作成できないということになれば交付金の返還ということにもなります。ですので、話し合いの準備というのを早急に進めて、また話し合いに必要な地図がないという場合には、市町村に相談するなり可能な方法によって地図を準備して話し合いをしていただきたい。あと、市町村も指導・助言というのをさせていただかないといけないんですけれども、その指導・助言をしっかりしていただきたい。例え

ば集落戦略のガイドライン、これは国が作ったものですとか、他地域の取組の紹介、そういったものもしっかり説明するとかして、協定の状況に応じた支援が必要になってくるんじゃないかと思っております。

では、また14ページに戻っていただきまして、今度は14ページ右側、5番目の加算の目標達成見込みに対する評価ということで、第5期対策は五つの加算を措置しておりますけれども、これらについてもある程度、順調に活動ができているのかなというふうに考えております。

6番目、利用権設定等の部分なんですけど、これは個別協定の要件になります。利用権設定をするか、基幹的農作業受委託をするということになりますけれども、これについても順調に活動できて、目標達成ができそうだというふうに評価しております。

7番目、これはまた集落戦略に戻りますけれども、集落戦略の評価で「△」又は「×」がついた協定に対してどのような指導・助言を市町村がしているかというところです。これについてもちょっとまた飛んで38ページを御覧ください。

まず、指導・助言ということについては、それぞれの項目の評価をしたときに市町村が「△」又は「×」をつけた項目の協定に対して指導・助言を行い、目標が達成できるようにしてくださいということにしております。その指導・助言はどういうことをするかというのが右側の指導・助言の内容として、①から⑩までこちらの方で設けさせていただいております。この中から三つまで選択していただいて、それぞれの内容、また、協定に合った指導・助言をしていただくようにしております。この指導・助言をしてもなお改善が見込まれないという協定に対しては、先ほども言いましたように、交付金の返還措置を講ずるという建付けにしております。

第4期のときには全体評価で「×」がついて交付金の返還に至ったという協定が9協定ございました。今回はこれから更にフォローアップをしながら指導・助言もしていくということなので、最終的に幾つの協定が交付金の返還になるかというのはまだ分からない状況です。では実際に、集落戦略への指導・助言はどういうことをされているかというのが42ページになります。

集落戦略で「△」と「×」がついた協定というのが全部で約2,500協定ございました。それに対する市町村がどういう指導・助言をするかというのを見たところ、話し合いによる活動内容の徹底というのが最も多く7割。目標達成に向けたスケジュールの作成・管理というのが6割。あと、関係機関とも連携した活動の推進を図っていくように指導するとい

うのが3割ございます。市町村はこういう指導・助言をするということを言っておりますので、これに基づいてしっかり指導・助言をしていただくということが必要だと思っております。集落協定も自ら市町村からの指導・助言を踏まえて真剣な話し合いをして、地域農業の将来像をしっかりと話し合っ、集落戦略として作成していただきたいと考えております。

次に、ここまでは集落協定なり個別協定の活動状況の評価の部分の説明させていただきましたが、ここから今回の中間年評価において市町村及び県の推進体制も自己評価していただきました。その結果について御説明させていただきます。

ちょっとまた飛んで48ページを御覧ください。

48ページからが市町村、県の本制度に対する推進体制の自己評価に関する部分です。48ページは、市町村の推進体制がどうなっているかということです。約1,000市町村がこの制度を実施していますけれども、制度に関わっている職員というのがこの左側の表にありますように約2,600人。この中で、本制度を主として担当している職員は、1市町村当たり約1.3人ということになっております。この1.3人というのが全国平均なんですけれども、地域別に見てみたら、ここには載せていないんですけれども、やっぱり中山間直払協定数の多い中四国地方で約1.5人。次に多かったのが九州地方の1.4人。あと、中山間直払いが盛んな地域ではあるんですけれども、東北地方に行くと平均より少ない1.2人ということで、やはり地域別の差があります。県別で見ても、広島県とかは2人以上いるんですけれども、長野県とかを見ると1人しかいないとか、地域の農業事情とか農業振興なんかで、いろいろな差が出ているのかなというふうに思っております。

市町村別で見ても、多い市町村だと主として担当しているのが9人ぐらいいるという市町村もございました。本庁だけじゃなくて支所にもいるということもあり、そのあたりは追っていけないんですけれども、8人とか9人いました。そういう市町村で1人当たりどのくらい協定をカバーしているかというと、10から20協定。データにないものをしゃべっていて大変申し訳ないんですけれども、直払いの1市町村当たりの平均協定数というのが約20協定なので、主担当が複数人いたとしても、全国平均と同じぐらいの協定数をカバーしています。協定数の多い地域の中でも主担当が1人しかいなくて、200協定以上とか170協定以上とか、そのぐらい抱えているというところもございました。

ちょっとこれは補足になりますけれども、1市町村当たりの主担当が1.3人という状況の中で、その主担当がどういう業務に時間を要しているかというのが右側のグラフになり

ます。緑色の協定書の審査とか交付金の交付事務が6割、集落への事務の支援というのが2割、あと、実施状況の確認というのがこれも2割ということで、本当のやらざるを得ない事務のところに主に集中してしまっているという状況になっております。これを第4期のときと比較してみても、この割合はほぼ同じでした。人数を見たときに、この平均何人というのが第4期中間年評価のときはないんですけれども、職員数1人から2人というのが約9割の市町村ということで、若干、今の方が減っているのかもしれませんが、状況的には同じような状況になっております。

今度は、49ページも見てもらいたいんですが、市町村の職員が協定の統合の広域化とか廃止協定の支援とか、どういうことをしていますかというのをまとめたものです。下のグラフ、オレンジ色が市町村、水色が道府県になります。協定の統合・広域化でいえばオレンジ色のところ、4番の協定と集落との意見調整というのも2割ありますけれども、特に何もしていないというのが6割あります。廃止協定等への支援でいえば、集落の役員に対して働きかけというのが2割ありますけれども、特に何もしていないというのが6割ということで、今の人数等を見れば、なかなかそこまで働きかけができる状況にはない。

今度は3番目の集落戦略の作成に対する支援というのを見ると、ここでは話合いに出席するだとか協定に対する助言だとか説明会を開催する、これは交付金返還にも関わってくるので、そういう支援はしていただいているんですけれども、なかなかそれ以外の働きかけのようなことができない状況になっている。というのがこういうところからも見て取れると思っております。

こういうことを踏まえて、市町村というのは限られた人員で、協定書の審査とか集落戦略の作成支援等に多くの時間を要している。他の業務も兼務しているということから、なかなか働きかけなんかができないということを考えれば、多様な組織の参画も得て、事務手続や協定活動の支援を行うような仕掛けづくりをしていく必要が、もう本当に今切羽詰まってきたんじゃないかと考えております。

ここまでの活動状況の評価等になります。これらを踏まえたものとして、20ページからが次期対策に向けた主な検討課題・検討方向としております。これまでの第三者委員会の議論、また、中間年評価でセンサスを使った効果分析とかアンケート結果、そういったものから分かってきた課題等を踏まえて、どう次期対策を検討しなきゃいけないかというのを20ページからまとめております。

まず、20ページの1番目の本制度の効果と主な課題として、総農家とか農業経営体の

減少率について、センサスの結果から見てもこの制度を実施している集落というのは、農家数の減少の抑制に貢献しているというのが1番目。2番目は販売金額から見ても、販売金額の大きい経営体の割合というのが継続集落では多くなっているということで、ここでもこの制度の貢献があるのではないかと考えます。3番目は集落コミュニティの維持、集落の寄り合いの回数というのが継続集落では多くなっているということで、コミュニティが維持されている。4番目は集落協定が行っている共同活動を見ても、協定以外の農地の管理とかそういうのもしているし、鳥獣害対策というのもしっかり実施しているということで、地域営農に欠かせないというところも見えております。ここまでの効果に関わる部分になります。

5番目からは青色になっていますけれども、課題の部分として、集落協定の廃止の大部分が高齢化・担い手不足、そのほとんどが5ヘクタール未満の小さな協定であります。6番目のグラフを見てもらっても、その小さな協定というのはまだ3割を占めています。

今度は21ページに飛んでいただいて、7番目は加算の実施状況を見たときには、小さな協定というのはなかなか加算に取り組んでいない。加算自体が面積に紐づくものなので、なかなか取り組みにくいというのと、人も少ないということから加算への取組が低調ということで、こういう小規模な協定も前向きに活動ができるような仕組みを、考えなきゃいけないのではないかと考えております。

8番目は。これは前回の第三者委員会でもお示しした、集落協定と農業集落の関係です。前回は規模別のものを入れていませんでしたけれども、協定の面積で見たらどうなのかなというのを今回入れております。一番多かった1集落1協定の「C」と「D」というのを見ても、ピンクの5ヘクタール未満の協定というところの割合が非常に高いということなので、この小規模協定が廃止になってしまうと、その地域の農地というのは維持管理する仕組みがなくなるので、荒廃が進むということになります。そのようにならないためには、周辺協定や多様な組織とか非農業者も参画して、共同活動が継続できる仕組みを検討していかなければならないんじゃないかと考えております。

9番目、次期対策の継続意向。これは7%が次期対策の継続意向がないと答えていますけれども。これを面積規模別で見たら5割以上が5ヘクタール未満だということで、こういう小さな協定がどんどんやめていく状況になっています。共同活動を継続していくためには、地域の協定とか未実施集落も参加しやすい広域化の仕組みというのを、検討しなければいけないのではないかと考えております。

あと、集落協定の役員を見ても高齢化が進んでいて、また、役員の目途が立っていないという協定も大変多くなっているということなので、多様な組織や非農業者も協定活動に関わって、役員の負担を軽減させるような仕組みの検討が必要と考えております。

これは先ほども話をしましたけれども、市町村の負担、市町村に限られた人員なんかで多くの業務をしているということなので、この事務手続の簡素化も必要ですし、それに加えて、多様な組織が参画して、協定事務や共同活動を支援する仕組みの検討が必要になっていると考えております。

今度は22ページなんですけど、ここは、これまでの第三者委員会又は県の中間年評価に係る第三者委員会で、県の所見なり県の第三者委員会の意見等、特徴的なものをそれぞれまとめたものです。

まず、国の第三者委員会でいえば、集落コミュニティを再構築することが必要になっているんじゃないかという意見がございました。また、加算についてですけれども、面積になじまない加算もあるということで、小さな協定は新しいことにチャレンジしづらいので、従来の加算とは別の手立てが必要ではないかという意見もございました。これは3番目になりますけれども、以前は集落の話のときに、集落の話と農地の話を一緒にできたんですけども、今はそれが離農とかも進んで別々になっているという中で、そこをもう一回昔のように、農地のことも地域のことも一緒に話せるような仕掛けが必要じゃないかという意見です。

4番目と5番目、これは同じようなことなんですけれども、もう協定活動なり市町村の事務支援は限界に来ているということなので、プッシュ型支援とか外の力を借りるとか、協定活動を支援する中間支援組織、伴走支援というような、そういう外の力を借りて活動を支援するような仕組みが必要という意見です。

6番目は農村振興の部局だけじゃなくて、いろんな横の部局の横串の連携が市町村も必要になってきているという意見。

7番目はもう守り切れない農地がいっぱい出てきている、そういう農地をちゃんとケアする仕組みづくりが必要になってきているという意見。

8番目は、この制度は農地を維持する制度だったけれども、それに加えて地域を維持して、地域をリードする人を支えるような仕組みに見直すことも必要じゃないかという意見がありました。

道府県の第三者委員会からの意見でいえば、一番目は、高齢化も進んでいるので守るべ

き農地を少人数で守っていく仕組みを作らないといけない。効率的に守っていく仕組み。その守っていく農地については、条件整備とか鳥獣害対策などを行ったりして、地域の実情に合った対策が必要じゃないかという意見。

2番目はこれも同じですけども、全ての農地の維持は難しい。もう条件の悪いところはそれなりの管理、粗放的管理などをすることも必要じゃないかという意見。

3番目は、集落協定は市町村に過度に事務を依存しているということなので、地域内外の組織へ委託するとかしながら、市町村の負担軽減を考えなきゃいけないという意見。

4番目は協定ごとに協定の運営方法とか交付金の使い方とか色々違うため、統合を一気に進めるというのは難しいので、経理の事務とか共同活動のみとか部分的に一緒になれるものから広域化するような仕組みが必要じゃないかという意見。

5番目は、この制度は農村のための制度ではあるんですけども、農村に住んでいない国民に対して何でこの制度が必要なのかということを、しっかり認識してもらうことが重要じゃないかという意見。こういう意見も踏まえながら、次期対策、また、最終評価に向けて検討が必要じゃないかというふうに考えております。

説明は以上です。

すみません、もう一点言い忘れていました。

36ページに以前の第三者委員会で、原委員から農作業安全について評価してみてもどうかという意見がございました。この制度では、農作業の安全をちゃんと確保してやりなさいというのを言っておりますけれども、今回、全協定に対してどのような農作業安全をしているかというのをここで調べております。ここの説明は差し控えますけれども、こういうのも今回入れておりますので、また御覧ください。

以上です。

○図司委員長 ありがとうございます。事務局の方から一括して御説明を頂きました。

それでは、残りの時間で委員の皆さんから御質問、御意見などを頂戴したいと思います。が、いかがでしょうか。

原委員、お願いします。

○原委員 それでは、原です。

最初の質問なんですけれども、26ページと28ページを比べますと、26ページのマスタープランの方が28ページの集落戦略よりも「△」が少ない理由というのは、農地の集落戦略の方は個別対策なんだけれども、なかなか集まれなかったからということなのか。そ

れともマスタープランというのは、市町村の関与度がそもそも高いものなのか、この辺はどう理解すればよいのかというのが一つ目の質問でございます。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 集落戦略については、集まって話し合いをすることではあるんですけども、地図を作っていただいて、それは今、誰が、どこの農地を耕作しているかということのをちゃんと地図に入れて、10年後はどういうふうになっているかということのを地図に落とし込んだ上で、話し合っていたかないといけません。集まるのが難しい。また、地図を作成すること。地図にいろんな情報を書き込むためにはそれなりの事前準備も必要ということで。そのあたりのところが時間がかかっている。集まらないということで不安があるというのが、「△」が多くなっている理由だと思っております。

○原委員 ありがとうございます。

○図司委員長 よろしいですか。

榊田委員、どうぞ。

○榊田委員 最初に言ってしまいます。質問ではなくて意見と感謝と要望です。

まず、分析のデータ等、それから、次期に向けた課題の整理に関しては一々納得ができる内容だと思いました。どうもありがとうございます。でも、平たく言うと、継続できる集落にとっては貢献している制度だけれども、これ以上継続ができない集落が逆にこのままの現状では増えていくということなんだと思います。それを市町村が助言・指導で支えていけるだけの体力がもうなくなっている。という状況なのだなというのがひしひしとよく分かりました。

ですから、ここにまとめられている問題意識と全くそのままなんですけれども、やっぱり小規模協定が活動できるような仕組みの検討。それから、多様な組織が参加していけるような仕組み。それから、それを市町村がやるというのは無理なので、前回の委員会でも出ていたプッシュ型の支援というか、市町村の負担を軽減するような外部の支援というのが必要なんだなということを改めて認識させていただいた次第です。

その上で、私の中でも今後に向けてまだ整理がつかないというか、どうしたらいいんだろうなと思っているところなんですけれども、この前もちょっと岩手に行ってきて、岩手は地域運営組織をすごいきっちり公民館単位で作っているところなんです。けれども、そこから、例えば農用地保全とか農地管理のところに踏み込むような、要するにRMOから農村RMOに、RMOができていんだからいけるんじゃないかというと、簡単にいかない。

逆に、このデータにもあったように、集落の話と農地の話がどんどん離れてきていて、集落の話としてRMOは成り立つけれども、そこに農地の話を盛り込むのがすごい難しい。集落にとって自分ごとではなくなっている部分があって、これをどういうふうに接続してというか、つなげていったらいいんだろうなというのを私自身が今すごく考えているところなので、そこもちょっと丁寧に今後考えていかなきゃいけないのかなというのが一つ。

あと、もうちょっと些末なんだけれども、現場にとっては結構大変だなと思っていることがあって、それが28ページの集落戦略の評価の部分です。法制化されて地域計画が必須になったので、以前は集落戦略を作ったのが地域計画にそのまま利用できたのが今度は逆になりましたよね。集落戦略を作っても地域計画は別途必ず作らなければならないということになって、現場はこの前行ったところも集落戦略がようやくできたという話をしていたんですけれども、また地域計画を別に作らなきゃいけないということになるわけです。

逆に、集落戦略をまだ作っていないところで、どこから手をつけていいか分からないようなところもきっとあるので、これはお願いなんですけれども、指導・助言の立場の市町村とか実際に集落戦略を進めていく立場の方たちに、この上で地域計画も新たに作らなきゃいけないんだよねという、ここの関係をもう一回ちょっと整理してほしい。というか、集落戦略を作ってお疲れさま、地域計画にそれを生かしてねという形のプロセスをもうちょっと具体的に示してほしいなというのが一つ。まだ集落戦略ができていないところは、地域計画はこれから進めていくわけなので、そこに参加する形で集落戦略を作ればいいよ、という助言をしていくとか、ここの二つの関係についてプラスの形でうまくテンションを上げていくような、そういう工夫を少しお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局からございますか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** 最初の集落の話と農地の話が別々になって、農村RMOの話はなかなかしづらくなっているというのは図司委員長の方からもよくいただいております。それについては、もともと集落協定は地域の話合いで、地域をどうしていくかということを農地の保全とともに考えていただく制度だったんですけれども、離農が進んでいて、また、耕作している人と農地を持っているひとがどんどん離れていっています。こうした状況の中で、今考えているのは、自治会、町内会とか地域のいろんな組織も一緒にこの集落協定の活動に参加してもらおう。多様な人や多様な組織が参画をしながら

ら、農家の人だけが農地を保全するというのではなく、地域全体でみんながこの活動に参加して、農地の保全、地域をどうするかということを考えていただけるような、そういう仕組みづくりが必要じゃないか。過去の第三者委員会の議論を見てもそういうことは言っているんですけども、もっとそこを強力に打ち出すような仕組みづくりをしなければ、コミュニティが維持できなくなっているんで、そういうところから考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

もう一点、集落戦略と地域計画については、地域計画はもう法定化されて、令和6年度末までにこれは必ず作れということで、今現場は物すごく動いていると思います。集落戦略ができていない地区については、今年の4月1日の通知で、集落協定が地域計画の協議の場に参加して、地域の関係者と一緒になって地域計画を策定した場合には、それは集落戦略としてみなしますという通知も出しました。また、集落協定自体、地域計画の協議の場に積極的に参加してくださいということも言っております。集落戦略自体の方からまず作っていただくか、どちらが早いかなというのは考えていただく必要がありますが、地域計画も集落戦略も地域の農地の将来を考えるという点ではどちらも同じものなので、しっかり参加していただいて、まだ集落戦略ができていなければ、地域計画の方の話が早く始まれば、そっちにも出ていただければいいと思っております。柔軟にやっていただければいいんじゃないかなとは思っております。

○**図司委員長** 榊田委員。

○**榊田委員** ありがとうございます。

その「柔軟に」の部分のをうまくコーディネートしてくださる立場の方がいらっしゃってくればいいんですけども、そうじゃないとテンションが下がる。集落戦略を作ったと思ったら今度は、地域計画をまたやらなきゃいけないみたいな、そういう思いでいると、やっぱりちょっとテンションが下がってしまうので、その部分を丁寧にやっていただきたい。

さっきの集落の話と農地の話が別々になっているところは、おっしゃるとおりだと思うんです。それで、自治会とか町内会とか、そういうところも加わってほしいと私も思っているんですけども、みんなが自分ごととして考えられるような方法を具体的に考えていかないと、一緒にやりましょう、自治会も一緒にやりましょうと言っても、なかなか心情的に同じ土俵に上がれないと思うんですよね。

すみません、農水省さんに文句を言うわけではないんですけども、やっぱり担い手に

農地集積をするという形で、ある意味、離農を促進してきた部分というのはこの政策の中であり、それでも土地を出しちゃった人たちが他人ごとの感覚になってきた。そういう経過は現場を見ていると本当にあると思っているんですよね。その人たちをもう一回自分ごとに引き戻すというのは、結構やっぱり難儀だなというのがある中、今同じ土俵で考えられることとしては、割とよく一緒に始めているのが草刈りですよね。あと昔は多面的機能支払を使ってやっている仕事というのが多いと思うんですけども、鳥獣被害のネット張りとか、割と地域の景観とか暮らしにも関わる農用地保全事業みたいなところから手をつけていったらいいのかな、というふうに最近はちょっと感じているところです。

すみません、ちょっと長くなりました。

○**図司委員長** ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さん。

では、橋口さんに行って、その後、星野先生にいきましょう。

○**橋口委員** すみません、お先に失礼します。

まず1点、先ほども原委員から出されたことに関わって御質問があります。資料でいいますと、28ページです。まさに今話題になりましたことに関係しますが、枠囲いの部分の一番下の丸です。その2段落目になりますけれども、「集落協定は、集落戦略作成の有無にかかわらず、地域計画の協議の場に積極的に参加し」とあります。既に集落戦略が策定されているところと、まだできていないところの関わりの仕方では、戦略ができているところは、うまくそれを地域計画に載せてもらうように持っていくし、集落戦略ができていないところは、地域計画の方が先行していたらそれをうまく持ってくるといいでしょうか活用するというか。集落戦略が既にあるところと、ないところでは、地域計画との関係性が違うのではないかなというふうにも思いました。そう理解すれば、比較的現場の受け止めというのも二重に別々のものがあるということじゃなくて、うまく相互に利用できるような、何かそのような説明があり得ないのかなというふうに思いました。

あとは今日の資料でいいますと、21ページです。この御説明いただいた中山間直払いの集落協定の農用地の範囲とそれ以外の農用地の範囲がどういうふうに絡んでいるのか。ここによっても、集落戦略と地域計画との関係性というのは恐らく違ってくると思います。なので、繰り返しになりますけれども、既に集落戦略ができているか、いないかということと、集落協定以外の部分の農用地がどういうふうに周囲で展開しているかとの関係性によって、現場の取組も違ってくるのではないかと思います。そこをうまくもうちょっと整

理していただくことができないかなというふうに思った次第です。

すみません、質問といいますか、意見のような感じになってしまいました。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局の方からいかがでしょうか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** 確かに集落戦略を作成していないところの集落と、もう既に作成しているところの集落の違いというのはあると思っております。集落戦略を作成していないところについては、こういう地域の協議の場に参加することによってみなし集落戦略になるので、そういうのをしっかり活用してくれという意味合いで言っております。既に集落戦略を作っているところについては、自分たちが地域の話合いで作った集落戦略の実現のために地域計画の協議の場に出て、自分たちの集落戦略がちゃんとそのとおりにできるようにみんなで話し合っていたきたいという意味で、作成しているところも地域計画の協議の場に出てくださいということにしております。通知にもそういう意図で書いておりました。

あと、21ページの集落協定と農業集落の範囲の関係ですが、あくまでも集落協定の協定農用地の範囲を全部含んでいる地域計画ということにしているので、地域計画の範囲と必ず全てが一致しておかないといけないとか、そういうことを言っているのではありません。地域計画の中の一部に、集落協定が全部入っていれば、それは集落戦略としてみなすことにしておりますので、積極的に参加してくれというふうな取扱いにしております。

○**図司委員長** 橋口委員、よろしいですか。

○**橋口委員** 多分私の読み方が余りよろしくなかったと思います。有無に関わらずというと、関係性が余りなく、とにかく参加しろみたいな感じに読めなくもなかったのですが、その関わり方はもうちょっと違いが出てくるというような、相互になるべく現場の負担が少なくなるように、うまく利用し合うみたいなことかなというふうに思いました。資料からはその違いを無視して、とにかく関われというような感じにちょっと読んでしまったということが原因だったかもしれません。趣旨は分かりました。ありがとうございました。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** すみません。集落戦略の作成を義務づけていない基礎単価の集落についても、これは中山間直払制度自体が地域の農地をしっかり守っていきましょう、集落も守っていきましょうという制度なので、それは地域計画の考えと一緒にですね。だから、集落協定も地域計画の協議の場にも積極的に参加していただきたいんだと、我々の思いを込めてそういう通知を出しております。

○図司委員長 ありがとうございます。

それでは、星野委員、お願いします。

○星野委員 1点目なんですけれども、42ページのところに集落戦略作成に対する指導・助言の内容というページがございます。「△」と「×」がついた協定に対してどんな指導をするかということで、1.3%とか1%の話なので、それほど大きな割合があるわけではないんですけれども、恐らく「○」印のうちのいくらかは、概ねこの「△」に入れてもいいようなものも含まれているだろうと思うので、もう少し広がるかなというふうに思いました。

ここでこのグラフを見てまいりますと、話し合いによる内容の徹底だとか目標のスケジュール管理だとかが出てきているんですけれども、こういう助言だけで果たして集落戦略がちゃんとできるのか。どっちかという、子供さんに「おまえ勉強しろ、勉強しろ」と言っているだけだと思うんですね。具体的にこれをどのように解いたらいいのとかという内容に関する話といいますか、担い手がいない中で、どういうふうに戦略を立てていったらよいのだろうかという、個別の事情に即した工夫が是非とも必要だろうと思いました。いわゆる個別解ですね。そういうのが恐らくこの「×」、「△」及び「○」の一部には必要になってくる。その支援体制自体が非常に今ウイークだという話は、市町村レベルではなかなかサポートできないというお話と連動していると思いますので、それが何とかならないかなと思っております。

あと、多様な主体をどんどん参画してというようなことで、市町村レベルではなかなかサポートできない作業を外側に任せようということなんです、実はこの中身の実態が必ずしも明らかにはなっていないと思います。適切な指導をしてくれる主体が存在するところも、もちろんあると思うんですけれども、恐らく地域的には偏在しているだろうと思われます。そういったところで丸投げしておいてそれでいいのかというような、その支援・指導のクオリティーの担保をどうするのかというような話も重要だと思います。是非とも、「多様な組織の参画が要るんだ」という考察のその先に、支援・指導主体の具体的な設計をお願いしたいと思った次第です。

もうあと一点なんですけれども、奨学金の場合は、もし採用されればその後もらい切りです。それと同じように小さな協定組織に関しましては、事務作業を大胆に簡略化してはどうかという提案であります。もちろんきっちりと書類を提出する組織との間で不公平感が出ないように交付金の単価をぐっと下げるんですけれども。事務負担が大変だから

もうできませんという組織を放置するのではなくて、制度から脱落するよりはましということで、つなぎ止めておく工夫が必要だと思います。金額的にはぐっと下げた上で、その後の報告手続を大幅に簡略化してしまうような、そんな延命措置を用意していただくことはできないでしょうか。オール・オア・ナッシングで切り捨てるのではなくて、制度につなぎ止めておくような工夫も考えられるのではないかと思った次第です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局からいかがですか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** まず、指導・助言なんですけれども、42ページのところに集落戦略の指導・助言の内容を入れています。この①から⑩の指導・助言の内容というのは、全ての項目について同じ内容、この中から選択してくれということにしています。集落戦略については、「△」がついているところも含めてどういう状況かというのを見たところ、そもそも集落の方々が何を作っているのかよく分かっていないとか、完成形がイメージできないというようなことがあります。我々はこのものを作ってくれというイメージができていますけれども、地元に行くと何をしたらいいのか……

○**星野委員** 入口のところですね。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** そうですね。そこがよく分からないということなので、まずはこういうものを作るんですよ。話をしないといけないんですよ。こういう準備をしないといけないんですよ、というのを市町村の方から一つずつ説明をします。これこそ本当に側面支援的にされているということで、それが話し合いによる活動内容の徹底だとかスケジュール管理というような、どう分類していいか分からないので、そういうような分類になってきているのかなというふうに思っております。完成形をイメージさせて、こういうものが必要、そのために集まってこういう話をしないといけないんですよ、ということを各市町村は、今一緒になって活動していただいているというような状況だと思っております。

あと、多様な主体の参画については、これの仕組みをどうやったらうまく回せていけるのか、イメージはいろいろ持っているんですけれども、具体的に多様な主体が協定活動にうまく側面支援的というか、伴走支援をしつつ自分たちも活動していただけるような仕組みづくりというのを、これからしっかり考えていかないといけないので、具体的にこうやるというのはまだこれからというところです。

○**農村政策部長** 星野先生の御提案の小規模集落に渡しっぱなしというのは、大変大胆な

御提案だと思うんですが、税金の使い方としてそれを実現するというのは非常に厳しいと思います。奨学金も恐らく本当の意味で渡しっぱなしというのは多分余りないと思うんです。やっぱり成績が一定以上でなければいけない、それぐらいはフォローしているんじゃないかと思うんですよね、全額給付型だったとしても。貸与型の場合は返すということが正にフォローアップになっているわけです。やはり税金ですので、そこまでの価値のある地域なのかということを見える化してもらえるかということだと思います。手続の簡素化というのは、もっと我々もやれることがあるんじゃないかと思っていますが、仮に簡素に渡した上で、結果としてちゃんと農地が守られているかどうかぐらいはやっぱりチェックをする必要は、多分そういう仕組みを作るんだとすればそこは最小限必要かなと思います。

○**図司委員長** よろしいですか。

○**星野委員** ありがとうございました。

今後の中間支援組織のデザインはこれからということですが、僕はとても大事なことでと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

それからあと、部長さんにおっしゃっていただいたように大変難しいことだろうなというふうに思いますけれども、何か方便がもし可能であれば是非とも工夫を頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

○**図司委員長** ありがとうございます。

まだ御発言いただいていない委員の皆さんから。先に飯國先生、お願いします。

○**飯國委員** そうしたら、22ページのところです。次期対策のことで、特に私はこれを見て道府県の第三者委員会の1番目、2番目、5番目あたりは四国の山をずっと見ていると非常に同感する点が指摘されていると思っています。ここらあたりをどうつなぐかということだと思うんですが、一つは支払いの正当性というか根拠づけ、そこに大きく関わるのではないかというふうに思っています。それが今揺らいでいるんじゃないかなというふうに思っています。

一つは持続性、今まで受給条件を緩めてきているけれども、いま、さらに営農の環境が厳しくなっているというのが現状です。今後厳しさが増すと持続性がなくなってしまう。そうすると、なぜそこへ支払うのかという素朴な疑問を呼んでいるんじゃないかと思っています。ヨーロッパの場合は余り詳しく見ていないですけども、多分、牧草地で払っておくとかかなり永続的にそのお金があれば維持できている。もっともそのベースには、もっ

と大きな直接支払いがあるんですけれども、その差は大きいだろうというのが一つ目です。

それから、二つ目がそもそもこの制度設計のときに、例えば多面的と名づけられたいろんな機能が守れるから水田を守ろうみたいなのところが根幹にあったような気がするんですけれども、その景観自体を本当に見に来る人がどのくらいいるかということも必ずしも十分には議論をせずに、かなり理念的に入ったところがあるように私はあの頃思っていました。それから、地滑り地帯なんかでいっぱい棚田があるところに、湛水機能があるというのも何となくやっぱり自家撞着だろうというふうにも思っていたんです。

加えて、その後の制度の変化があります。かつては、1ヘクタールを集めて団地化することが受給要件だったものが、今はこれが幾つか集まって1ヘクタールでオーケーという話になっています。これだと、かなり豆粒的な農地を守る形もオーケーになってきているわけですね。そうすると、例えばそこに景観機能があると言われても、あそこに田んぼ、ここに田んぼがある姿が美しいかと言われると、うっとなってしまう。また、水を溜める機能はどのくらいなのと言われると、そこも止まっちゃうというところがあって、そういった守る機能というのが、だんだん制度が変わることによって劣化しているんじゃないかというのが二つ目です。

それから、三つ目はかなり水田在りきの設計になっていたんじゃないかと思っていて、例えば、水田があるから景観がきれい、水田があるから水も溜める、レクリエーション機能もあるみたいにして、いろいろな機能をそこに反映させるハブみたいに捉えていたと思うんです。水田がある程度持続的に維持ができれば問題はないんでしょうけれども、ここが崩れ始めると、最終的にはそういう機能を守るということを言っていたはずだから、それに合わせた土地管理というのも必要ではないかというように視点が変わってくる可能性もあるのではないかというふうに思うんです。

ですから、この間当初の設計からずっと状況も変わってきたときに、それを正当化できる、根拠づけできる、そういった変革が今必要で、その一つが最初の問題の持続性で言えばやはり粗放化だと思いますし、粗放化できなかつたら守れるところというのを決めてしまって、これを守るぞと言った方がはるかに分かりやすい。逆に水田とセットで守っていくよと言った機能が、水田で守り切れなくなってしまったときは何を守るんだという逆の発想から始めて、そのための利用の仕方としては農業ではこんなことがありますよ。場合によっては林業的なものはこうですよ。林業ではなく森林管理としてはこんなのがありま

すよ、という施策を入れるとかが考えられます。その延長には、環境支払いとのオーバーラッピングが出てくるような気がするんですね。そこの整理もやがて要ようになるのかなというふうに思ったりもしています。

以上です。

○**図司委員長** ありがとうございます。

事務局から。

○**地域振興課長** ありがとうございます。

かちつとした答えは今ないかもしれないんですけど。飯國委員から前もどうやったら国民に対して理解がされるのかという視点で、いろんな御意見をいただいております。それに対してやっぱり我々も多面法の中で今やっている制度ではあるのですが。例えばそれ以外のどんな価値があるのかとか、そういったところというのはやっぱり何に根拠を求めていくかというのをしっかりこれから次期対策、更に次期次期対策も含めて考えていく必要があります。今ちょうど基本法の議論もやっておりますし、その中で直払いがどういう役目を果たしていくのかということが多分大事になってきます。そことの兼ね合いの中で今先生がおっしゃっているような、粗放的利用の必要性については、例えばイノシシが来ないためにするのかとか、地域の人たちが困らないためにする、それがゆくゆくは都会の人たちにも役に立つとか。そういうストーリーを見せながら、だから支払うんですよということがオーソライズされて、初めてできることなのかなというふうにも思った次第であります。そこら辺の設計が次の対策でできるのか、次々になるのかということは、ここはもうずっと考えていかなきゃいけないのかなと思っておりますので、貴重な意見としていただいきたいなと思います。ありがとうございます。

○**飯國委員** 山の厳しいところばかり見ているからですけども、やっぱり荒れて、それから森になってくる。そこの生活スペースが本当に圧迫されていて、オープンスペースがやっぱり欲しい。そうした空間づくりが生活だとか文化だとか次の利用も呼び込むと思うんですね。それが何とか担保できないかという思いがあって、それも含めて粗放的ということをやっているとっています。

○**図司委員長** ありがとうございます。

竹田委員、よろしかったらコメント、御意見いかがでしょうか。

○**竹田委員** 私の方からは1点、推進体制についてコメントさせていただきたいと思います。

今回の48ページの市町村の人員について、かなり詳しく掘り下げて御報告いただきまして、ありがとうございました。非常に地域差も含めて具体的にイメージをすることができました。また、協定によっても抱えている筆数が全然違うと思いますので、1協定といっても、その1協定がすごいマンモス協定の場合にはかなり負担も大きくなってくるんだろうなというところで、共通して協定の参加者の方からも、それから、市町村の方からもやはり事務の負担ということが挙がっています。次期対策では、ここの事務負担の削減への対応の機会に合わせて、御提案されているような連携とか広域化とか、そういったところにつなげる視点もあるのと考えます。事務のところに情報が集まってくるというところもあると思いますので、そういうところを例えば地域おこしの話ですとか、関連する組織につなげていく。更に新たな協議会を立ち上げるというよりは、今ある協議会や地域の組織をうまく連携させる。そういった形でなるべく費用を下げるような形で、連結させるようなことも考えると、単なる事務負担の軽減だけではなくて、何か一つで二度おいしい、三度おいしいみたいな、そういう形でつなげていくといいのではないかなと思います。そういうところが見えてくると、何かもう少し連携とかも、本当にメリットがあるんだと思って進んでいくのではないかなというのを今日御説明を聞いていて思いました。

以上でございます。

○地域振興課長　ありがとうございます。

先ほど星野先生がおっしゃった多様な主体の参画の具体的設計ということも多分同じ御趣旨だと思います。やっぱり事務負担、役場の方がこんなに大変なことになっていて、それをどこかで軽減させつつ、地域も元気になれる方策というのは、次の新しいいろんな主体の参画をどの形でセットしてもらうのかというところの視点になってくるとと思います。今、竹田先生がおっしゃったように、余り新しいのをわざわざ作るのではなく、今RMOもそうなんです。農村RMOというのはRMOの一形態なんですけれども、地域の方でまた別のものを作らないといけないのかとか言っている人もいて、いや、それは違いますよと言っています。なので、例えばそういったことで、うまく周りにいるでしょうというのが伝わるように、そうしたらちょっとやってみませんかというのが伝わるようなメッセージが入った制度設計になるように、心がけていきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○図司委員長　結構いい時間になってきましたので、最後の方になってきますが、どうぞ。

○原委員　最後ちょっと言い残したことがあって、いろいろ星野先生や榊田先生、皆さん

のお話ともつながるんじゃないかなと思って。前回の委員会と今回、6月と8月の間の7月にちょっとある事例があったので御紹介して、これが多分、何らかのヒントの一つになってくれるんじゃないかなと思ってお話を手短にいたします。

三重県亀山市で、生物多様性共生区域の取組というものが7月から始まりました。ある種の認定制度はよくある話じゃないかと思われるかもしれませんが、先ほどの話で、多様な人が参画するにしても、RMOの皆さんが頑張るにしても、また、遠方から通って農作業をやる人たちもいると思うんですけれども、何か星野先生のお話の中に体制がウイークだというような話は、これが全ての回答になるかどうか分からないですけれども、私もきっとそうだろうなと思っています。この生物多様性共生区域の取組は認定の対象地が田んぼや畑などの農地だけじゃなくて、工場内緑地、神社やお寺の境内など、市民活動団体の活動地とかといったような形で、亀山市の関係者が企業も含めて入ります。市民や市民団体も入りますということで、生物多様性を自分たちが大事に思うところは何だっけということで、自分たちで認定をしていく。認定を受けるメリットについても、7月にできた制度のホームページに載っています。多分体制がウイークの中、新しいものをいっぱい作るというのは地域にとっても迷惑かもしれないので、よくよく考える必要があるにしても、この体制強化は、これまでの人たちに加えてパワーアップさせるためにも企業を巻き込むとか神社を巻き込むとか、いろんなヒントになるのではないかと思います。一度、亀山市等にお問合せしていただければと思います。我々も実は別の研究会でこの話がちょうど話題に出たばかりのことなので、ちょっと事例の御紹介にとどめておきますけれども、何かヒントがありそうな気がしています。

以上でございます。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） ありがとうございます。

亀山市のこの取組は、自分たちが住んでいる周りには自然がたくさんまだ残っていますよねということで、この自然というのは人間がちゃんと管理して利用することで生物の多様性も守られるから、農業者だけじゃなくて企業も一般の人と一緒に守っていきましょう。そのことをちゃんとみんなにも知らしめていきましょう。一緒になって活動もしていきましょうという取組です。これは先ほど飯國先生からも言われた正当性の部分にもつながって、自分たちも一緒になってこういうのを守っていく、環境を守っていくという意味と、多様な人たちが参画してこういう活動もちゃんとしていますというのもアピールできるという意味でいえば、本当に参考になるものかなというふうに感じております。な

ぜ、この活動を始めようとしたのか、その背景からよく調べていき、参考にさせてもらいたいなと思います。ありがとうございます。

○農村政策部長 1点だけ補足しますけれども、原委員は御存じだと思いますが、今政府全体というか、環境省さんが中心になって自然共生サイトというものを広げていこうということも検討が動き出しています。当省も議論に参加をさせていただいているところで、亀山市さんがやっているような企業の工場敷地内の緑地とか、都市のビルの間の緑地とか、そういったことも含めて自然共生サイトというのを広く認定していくような仕組み、それを国全体でも今検討が進んでいまして、我々もそういうところはいいい形の連携ができないかというふうに考えているところでございます。

○図司委員長 ということであつという間に時間になってしまっておりますが、橋口委員、手短かにコメントください。

○橋口委員 すみません、御提示された時間が迫っているところ申し訳ございません。21ページの9、次期対策の継続意向及びということで掲げていただいております、前回私はこの7%というのをどう評価するかということと、あと、この7%の集落協定の特徴がどういうものかというのは分かりますでしょうか、みたいなことを質問させていただきました。今回面積別の集計を提示いただいたんだと思うんですけども、20ページの6の交付面積規模別集落協定数割合と照らし合わせてみると、確かに面積規模の小さい協定の方がより廃止意向が強いといひましようか、その割合が高いということだとは思ひうんですけども、意外と10から15とか、15ヘクタール以上の協定の中にも廃止をやむを得ないというような協定もそこそこあるというふうに思ひいます。規模が本当に小さくて参加者も非常に少人数というところで高齢化が進んでいたりすると、次期対策に取り組めないというのが、ある程度出てくることはやむを得ないという側面もなきにしもあらずだと思ひいます。けれども、ある程度規模が大きく、また参加者数も多いような協定でも、なお廃止ということになれば、やっぱり全体に与える影響も大きいかと思ひいます。今後そういうところなるべく出ないように、あと1年ちょつとの間、うまく現場でフォローしていただくとか、あるいは4期対策から5期対策にかけて廃止された協定がそういう大きな規模の協定もあつたのかなかつたのかとか、そのあたりも余裕のあるときで結構ですので、分析等をしていただければありがたいなというふうに思ひいます。

以上です。

○図司委員長 事務局からはよろしいですか。

○橋口委員 特に何か直接回答を求めているわけではございません。

○図司委員長 コメントを頂いたということで。

それでは、この辺でよろしいでしょうか、委員の皆様。

いろんな御意見を頂きまして、ありがとうございました。最後に私も皆さんの意見をまとめながら少しコメントをさせていただいて、区切りにしたいと思います。今回の中間年評価は、委員の皆さんからいただいたところを考えても、やはりこの制度が始まって20年なり過ぎてきた中で、当初の制度設計から大きく時代背景なり環境が変わってきたというところを捉えていくべきじゃないか、というところは皆さん共通していたんじゃないかと思います。

大きく捉えると、一つ目はやはり集落基点で考えていたところが集落の状況がある意味二極化してきているというんでしょうか。今日も持続的にやれているところはやれているけれども、厳しくなっているところはなかなかちょっとお手上げ状態の状況が見えてきているということで、「むらむら格差」みたいな話も出てきているかと。多分それぞれに応じた制度の支援の仕方みたいなことが必要になってきているんじゃないかと思います。星野委員からいただいたお話がそうかと思いますが、言い換えると加算措置のような足し算型の支援と、ちょっと表現はこなれていないんですが、引き算型の支援というんでしょうか、もうちょっとシンプルな形で最低限ここまでやっていることも評価する。そういうメッセージの出し方みたいなことも、これまであまり意識されていなかったと思うんですが、そういうことがもしかすると次期対策に必要じゃないかというような御意見が出ていたかなというふうに思いました。

二つ目は、やはり今回の中間年評価の中で事務体制、自治体農政の事務体制の状況がかなり浮き彫りになったということは、非常に大きいなというふうに私自身も感じました。この制度が始まったときは、やはり現地確認なんかも自治体の皆さん、農政担当が多分三、四人とかのチームに分かれて走り回っていたというイメージを持っていたことを考えると、半減か更にもっと少ない人数で制度そのものを支えている。これはいろんな農業政策が動いているということもあって、細かく言うと担当を分かれていかざるを得ないみたいなこともあると思います。それゆえに連携の仕方をどう考えるかという話になると思うんですが、これも委員の皆さんから出ていたと思うんですけれども、この制度が始まったときに比べると、農村を取り巻くアクターははるかに増えていると思うんですね。やはりそういう皆さんが様々な形で農村の農地であったり、資源に対して関心を寄せていただいている。

これは田園回帰の話が表、裏の関係になると思いますけれども、そういう意味では、こういうことに関心のある人が、いわゆるこちらの業界よりもっと外側にもいるんじゃないか。そういう人たちにメッセージを投げかけて、一緒に手伝ってもらえないかというような、そういう場づくりが必要かなという気がしました。

これは3点目の部分に関わりますが、もう一つは多面的機能基点で議論が始まったところをもう一回どう捉え直すのかという話です。これは飯國委員からいただいたところだと思いますけれども、最後に御意見いただいた原委員の生物多様性みたいな話は、当時はそれほどされていなかったんじゃないかと私は記憶しています。その後、生物多様性、里山イニシアチブみたいな話が出てきて、それをもうちょっと見える形で、生き物と生業の関係を捉えていくというような視点が加わってきたことによって、多分農村・農業の資源を取り巻く見え方もはるかに細かくなってきたり、それゆえに関わる主体も広がりを見せているんじゃないかという気もするんですね。

なので、こういうところをうまく、他省庁がやられていることも含めてになると思うんですけれども、まさに「農村政策の総合化」というのはそういうことを意味しているんだろうと私なりに捉えているところもあります。そういう生業、産業だけではなくて生活、暮らしたいなところも含めて空間をどういうふうに捉えていくのかというふうなことをもう一度、次期対策以降のところで捉えることによって、制度としての次への方向性が何かしら見えてくるかな、ということを今日委員の皆さんの議論を伺いながら、私なりにもちょっと感じたところです。

最終年評価に向けての議論もまた厳しい数字が当然出てくると思うんですけれども、そこを余り厳しく言うと大変だというふうにも受け止め過ぎず、より現場の動きに沿った形で、どういうふうにもう一度制度を仕立てていくかといった、建設的な議論につないでいけるといいかなというふうなことを思いました。ということで、以上私なりのコメントとまとめに代えさせていただこうと思います。委員の皆様もありがとうございました。

中間年評価に関しましては、これまで今日、冒頭でもお話しいただきましたけれども、今年の3月の第5回委員会で農業センサスベースでの効果分析をお願いしました。6月の前回は集落協定等のアンケート調査の結果をベースに、今日は協定活動の点検・評価の結果を御議論いただきました。このような形を踏まえながら、制度の効果、あと次期対策に向けての課題などいろいろ御意見を頂戴できたかなというふうに思っております。

以上の今日の間も含めて中間年評価について、一定の方向が出たかと思うしますので、今

日いただいた御意見も含めて、今月末をめどに正式な中間年評価の公表を目指して事務局の方で動いていただきたいというふうに思っております。公表に当たっては、今日は案としてお示しいただいておりますけれども、特段の大きな変更がない場合は私委員長の立場と、あと事務局の方に一任を頂いて、この後の作業を進めさせていただければと思いますけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、一任いただきましたので、公表に向けて事務局と調整を進めていきたいというふうに思います。

それでは、時間がちょっと超過いたしましたけれども、予定されていた議題は終わりましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。

○地域振興課長 関司委員長、ありがとうございました。

本日は大変活発な御議論、それから、貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。かなり議論も方向性としては収れんされてきたような気もしておりますので、本当に長く議論していただいたことに感謝申し上げたいと思います。いただいた御意見を踏まえて、委員長とも調整をさせていただいて、今月末を目途に中間年評価書を公表していくという手はずを整えていきたいと思います。

次回の委員会につきましては、また別途連絡をさせていただきます。

これにて本会は閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後 3時06分 閉会